

●当会が認定 NPO 法人として認定されました。

NPO 法人のうち、組織運営・事業活動が適正であって、より公益性が高いと認められた団体が所轄庁から認定される制度ですが、当会は、令和 2 年 8 月 24 日付で所轄庁である札幌市から認定を受けました。

- 認定期間 令和 2 年 8 月 24 日から令和 7 年 8 月 23 日まで（5 年間）
（所轄庁への申請により認定期間を更新することができます）

これにより当会に対する寄付金・賛助会費は税制上の優遇措置を受けることができます。税金の優遇を受けるには、当会が発行する「寄附金受領証明書」を添付して所定の手続きを行う必要があります。

- ①個人は、所得税と個人住民税について、確定申告により、税金の還付を受けることができます。

【所得税】 所得控除か税額控除かを選択

税額控除の場合：「1 年間の認定 NPO 法人への(合計寄付金額－2,000 円) × 40%」が控除されます。

（ただし所得税額の 25%相当額を限度）

所得控除の場合：『寄付金（総所得の 40%相当額を限度）－2,000 円』 × 『所得税率（5%～45%）』が控除されます。

【住民税】

都道府県、市町村ごとに扱いが異なります。寄付された方の居住地の当該地方公共団体が税金優遇を認めた団体であることが必要です。

当会は北海道（道民税）及び札幌市（市住民税）から優遇団体として認められています。その他の市町村にお住まいの方は当該自治体にお問い合わせください。

「1 年間の認定 NPO 法人への(合計寄付金額－2,000 円) × 10%」が控除されます。（寄付金額は総所得の 30%相当額を限度）

- ②法人は、一般の寄附金に関わる損金算入限度額に加え、認定 NPO 法人等に対する寄附金に関わる損金算入限度額が加わり、損金算入限度額の枠が拡大されます。

- ③相続人等が相続財産を寄附した場合は、相続税が非課税になります。

※税制優遇の詳細につきましては、札幌市や国税庁のホームページをご覧ください。また、管轄の税務署等にご確認ください。